

平成十年十二月十四日提出
質問第一三三号

高次脳機能障害に関する質問主意書

提出者 山本孝史

高次脳機能障害に関する質問主意書

交通事故などによる頭部外傷や脳血管疾患などが原因で、脳に損傷を受けて記憶障害などが起こる高次脳機能障害の患者が、福祉サービスの谷間に置かれているとの指摘が多くなされている。

公的支援施策の早急な充実が必要との観点から、以下質問する。

一 法律に基づく現在の障害者福祉制度の中で、公的認定によるどのような支援がこれらの患者に対して考えられるか、障害・疾病の程度・種類・年齢別に整理して概説せよ。

二 高次脳機能障害や若年痴呆など、用語とそれらの意味は現時点でどのように整理されているか答えよ。

三 最新の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」ではどのように位置付けられているか。

四 患者が高次脳機能障害であると認定する知見を持った医師が多くはない、と指摘されている。専門家の充実が必要と考えるが、この点についての認識を伺う。

五 交通事故等の後遺症等の障害認定について、損害保険などの適用の際に、認定のばらつきや認定されないなどの問題があると聞く。このような問題点をどのように認識しているか。また、どう是正されるべきと認識しているか。

六 厚生省の「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の説明」には、器質精神病の中に高次脳機能障害に該当する内容が盛り込まれていない。これまでの研究班の一連の報告などを踏まえ、基準及び説明などの改訂を早急に行うべきと考えるが、認識を伺う。

七 厚生省の「精神障害者保健福祉手帳障害等級の判定基準」は、三級までしか障害等級がなく、軽度でありながら社会生活が難しいような高次脳機能障害の患者が認定されないという問題が生じていると聞く。障害等級の追加や判定基準の緩和などの措置を行うなどすべきと考えるが、見解を伺う。

八 今年度の厚生省研究班では「診断、治療と介護のガイドライン」の作成が進められている。このガイドラインが完成した後、これをどのように活用し施策の充実を図ろうとするのか、具体的利用計画を示せ。

九 これらの患者のための入所や通所のための関連施設利用基準の緩和が必要ではないか。認識を伺う。
右質問する。